警察における発達障害者への対応について

改正発達障害者支援法における関係規定

〇 第12条の2 (司法手続における配慮)

国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続…(略)の対象となった場合…(略)において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。

○ 第23条 (専門的知識を有する人材の確保等)

国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、…(略)捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるための研修を実施することその他の必要な措置を講じるものとする。

1 専門教育における対応

- 28年度から、警察庁(警察大学校及び管区警察学校)が各都道府県警察における取調べの指導的立場にある警察官に対して行う「専門教育」において、発達障害に関する専門的知見を有する部外講師の講義を新たに実施するなど、発達障害に関する教育を拡充。
- 28年3月、警察庁から管区警察学校及び都道府県警察に対し、各都道府県警察が捜査員として任用する警察官に対して行う「専門教育」及び各都道府県警察において新たに警部補・巡査部長に昇任する者に対して行う「昇任時教育」において、発達障害者の取調べを行う際の配意事項等の教育を実施するよう指示。
- 28年3月、警察庁において、発達障害に関する専門的知見を有する専門家の助言を受けながら、発達障害の一般的特徴やその特徴を踏まえた取調べにおける留意事項等に関する執務資料を新たに作成し、これを各都道府県警察に配布するとともに、同執務資料を活用した指導・教育の徹底を指示。
- 28年6月、警察庁から都道府県警察に対し、現場の制服警察官が発達障害者 に係る事件等に対応する際には、必要に応じて自所属の捜査員等に報告し、対 応要領について助言を受けるよう指示。

2 新人教育における対応

○ 28年3月、警察庁から都道府県警察に対し、各都道府県警察で新規採用された警察官に対して行う「採用時教育」において、発達障害の専門的知見を有する部外講師による講話や、障害者福祉施設等における実習を積極的に取り入れるなど、発達障害の特性を理解させるための教育を行うよう指示。

3 取調べ指導官による指導の強化

○ 28年4月、警察庁から都道府県警察に対し、発達障害者の取調べの指導、教養等を担当する「取調べ指導官」を設置するよう指示するとともに(全都道府県警察に設置済み)、取調べ指導官は、医師等の専門的な知見を有する者と連携し、発達障害に係る知識の研鑽に努めつつ、取調べに当たる捜査員に対し、発達障害者の特性等に応じた必要な配慮や適切な取調べ方法について必要な助言を行うよう指示。